

税理士協同組合について

総務担当常務理事 永野 道雄

1. はじめに

新潟県税理士協同組合（以下「税協」と表記します。）のことはよくわからないなあ・・・と思われる方、案外多い筈です。

今回は、そのような皆様向けに、Q & A形式で税協のことをもう一度おさらいしてみます。

2. 税協のこともう一度おさらいしましょう

Q. 税協はいつできたの？

A. 昭和41年12月1日設立です。

Q. 組合員数と出資金は？

A. 組合員は617名、出資金は24,810千円となっています（平成23年4月1日現在）。

Q. 賛助会員と預り保証金は？

A. 賛助会員は92名、預り保証金は2,760千円となっています（平成23年4月1日現在）。

Q. 税協の組合員の加入資格は？

A. 新潟県内に事務所を設置している税理士、税理士法人に加入資格があります。

Q. 賛助会員制度ができたよね？

A. 中小企業等協同組合法の規定により、社員税理士・補助税理士の方は組合員となることができません。

組合員と概ね同様のサービスを提供できるように賛助会員制度を創設しました。

Q. 預り保証金って？

A. 組合員の皆様からは出資をしていただき、税協を利用していただいています。

賛助会員の皆様には組合員とのバランスを考慮して、保証金をお預かりして税協を利用していただくこととしています。

Q. 税協は保険の話が多いけど？

A. 保険事業と全税共事業は、税協の収入の6割強を占めるため保険の話が多くなります。

Q. 保険のほかに何をしているの？

A. 倒産防止共済・小規模企業共済・あんしん財団の加入の取扱いや領収書等の販売、研修会の開催、書籍の無償配付、事務受託等を行っ

ています。

Q. 税協の話は用語がわからず意味不明だけど？

A. 関税協、日本税協連、全税共等の用語が会話の中で出てくるとわからなくなります。それぞれ別組織です。

Q. 前問をもう少し詳しく説明して！

A. 新潟県内全ての税理士が入会している税理士会には、日本税理士会連合会（日税連）、関東信越税理士会（本会）、関東信越税理士会新潟県支部連合会（県連）、関東信越税理士会〇〇支部（支部）があります。

税協にも、日本税理士協同組合連合会（日本税協連）、関東信越税理士協同組合連合会（関税協）、新潟県税理士協同組合（税協）、新潟県税理士協同組合〇〇地域（地域）があります。

また全国税理士共栄会（全税共）等、税協と提携している団体があります。

文章の中では漢字で表記しますので違いがわかりませんが、会話の中ではわかりにくいことがあります。

Q. 五十嵐理事長就任挨拶（高志智第173号）に新潟県税理士会館工事の記載があるけど？

A. 新潟県税理士会館の土地・建物は税協所有です。

Q. 事務局の職員さんは？

A. 新潟県税理士会館にて仕事をしている事務局スタッフは税協職員です。

Q. 県連・新潟支部や国保、税政連の仕事もしているけど？

A. 税協は各団体から事務を受託しています。

このほか、高志智第172号にQ & Aが掲載されていますのでご覧ください。

3. おわりに

皆様の税協への理解と関心が深まってくだされば幸いです。

総合事業保障プラングループ保障制度 大同生命「第一・二次のキャンペーン」推進

保険担当常務理事 田中由起子

関東信越税協連推進協議会「保険指導5つの指針」

1. 使命感を持って、助言・指導する。
2. 真に関与先の将来を考え毅然と説明する。
3. 税務上の取扱い、有効性をわかりやすく説明する。
4. 付保適正額の確保、見直しを常に行い指導、説明する。
5. 法的整備を指導しアフターフォローを徹底する。

以上5つの指針に基づき関与先の保険指導を実践していただくためにも、計画的に関与先指導を実践することで、私たちの大切な関与先の繁栄を目的とした保険指導が実践できるよう、関税協「保険指導5つの方針」を皆様にご理解いただければと考えております。

さて、4月から7月末に開催いたしました、平成23年度「第一次キャンペーン」では総合事業保障プランを積極的ご推進いただき感謝申し上げます。

平成23年度（4月～8月報告までの）経過は、前年度同様好調に推進実績が推移いたしました。

昨年度も過去最高の実績でしたが平成23年度も前年比125.8%の伸展率となり、事務手数料推移も前年同期比111.0%伸展で推移中です。

新潟県独自の魅力ある施策を継続的に実施してまいりますので、今後とも更なるご支援ご協力をお願い申し上げます。



“新潟県税理士協同組合理事長特別奨励策”

「新潟県下豪華温泉旅館宿泊」と銘打った、特別奨励策を岩室温泉「ゆめや」にて9月30日から1泊2日で開催いたしました。

営業職員・組合員等「第一次キャンペーン」推進実績上位各10名をご招待。当日は14名のご参加いただきました。

第一次キャンペーン表彰式

平成23年総合事業保障プラン表彰式を去る10月4日（火）ホテルニューオータニ長岡において実施いたしました。

組合員表彰者35名 営業職員表彰者15名と毎年多くの表彰対象者を輩出することができました。その後恒例の懇親パーティーを実施し、楽しい一時を過ごし、「第二次キャンペーン」ならびに「年間表彰」で北海道旅行参加を誓い合いました。



第二次キャンペーン推進中

9月1日から12月31日までの間、引き続き「第二次キャンペーン」を実施しております。

組合員等や営業職員等にも多くの奨励策を用意しております。

特に9月から11月末までは理事長特別賞として更に上乘せ奨励策を開催中です。奨励策への参加や代理店化推進等に向け、何分のご協力を宜しくお願いいたします。

各地域にて業務推進協議会開催される！！

副理事長 片山 和郎

各地域において、色々な工夫をされた業務推進協議会が開催されました。

恒例であるこの時期における業務推進協議会は、新潟県税理士協同組合の主要な収益源である全税共扱いの保険活動をより一層推進するための手法としての位置づけでした。今回からは特に全税共という括りはずし「各地域における協同組合業務推進協議会」という位置づけを目指しました。その結果全税共の幹事会社である朝日生命様はじめ生保各社はもちろん、福祉共済部門の大同生命様、あんしん財団様等今まで縛りがありましたがそれらを取り払い協同組合本来の協議会という位置づけで行われました。

各地域においては、健康ウォークとドッキングさせたり、生保各社の意見集約したり懇談の機会を設けたりと様々な工夫がされております。

私も役員3名で9月13日の高田地域にお邪魔

致しました。会員・生保併せて総勢40名という多数の参加をいただき、山田康人地域長のセッティングによる有意義で且つ楽しい一時を過ごさせていただきました。

「出会いが感動をつくり感動が人をつくる」と言われていますが、私たちが持ち合わせていない情報を有した方々との接点を持つために、このような機会を重ねていくうちに〈企業を救うイザという時のため〉に備える準備が啓蒙されたり、新潟県税協の目的が伝播されていくものと思っています。

各地域長の方々には多大なご協力をいただいておりますが、各地域への地域活動費等を有意義に活用され意義ある協議会を行っていただきましたことに対して紙面を借りまして厚く御礼申し上げます。

県税協チャリティゴルフ大会に参加して

長岡地域 中山 英之

去る9月5日、長岡カントリー倶楽部で恒例の税理士協同組合主催のチャリティゴルフ大会が盛大に開催されました。数日前に発生した台風の速度が遅く当日の天気がとても気になりましたがその日の朝は晴天で少し蒸し暑さも感じました。午後からは台風の影響で雨模様という予報で最終組の私にとっては何とか最後まで天気もってくれればと願ってのスタートです。

私は西コースから南コースへのラウンドでした。西コース1番ホールのティーショット、いつもの悪い癖がでてボールは右の黄色杭を越え2番ホールへ。フォアの発声とともにスタートとなりました。7番のロングホール、3打目残り100ヤード、50センチほど足りずグリーンの法面から深いガードバンカーのふちに。脱出するのに5打を要し、このホール10打でホールアウト。西コースは5つのホールでパーをとりましたが47となりました。後半の南コースは左右にOBがありドライバーショットが安定しない私にとって大変苦しいものとなりました。

1番ホールを皮切りに4つのホールでOBが出て南コースは53、トータル100のラウンドになりました。

今年も表彰式は白井常務理事の名司会で和気あいあいの中で始まりました。各種アトラクションの表彰の後、新々ペリア方式の隠しホールの発表がありました。まずは前半の隠しホールがスタートコースごとに発表され、西コースは4つの隠しホール、大叩きした7番ホールがはまっています。計算するとアンダーになり、もしかしたらいい順位になるかもと頭をよぎります。10位までの飛賞が表彰され、ここで残りの隠しホールの発表。南コースの5つの隠しホールも確実にはまり、予想外のハンデが付き、なんと幸運にも優勝することができました。

当日のパートナーに感謝しますとともに、最後になりましたが大会を運営して下さいました税協の役員の皆様に御礼申し上げます。ありがとうございました。



実務研修会を終えて

教育情報・購販担当常務理事 成田 俊郎

平成23年10月4日、ホテルニューオータニ長岡において、新潟県税理士協同組合主催の実務研修会を開催いたしました。研修会は、税理士齋藤雅俊氏を講師にお招きし、「グループ法人の解散・清算とその実務ポイント」というテーマで行われました。

会員・職員の皆様におかれましては、他の研修会も多く開催され、お忙しい10月ではありましたが、多数のご参加をいただき、誠にありがとうございました。

また、今回も当研修会開催にあたり、(財)中小企業災害補償共済福祉財団(あんしん財団)様の協賛をいただき、会の冒頭に、本部税協担当部長 益山敏彦様よりご挨拶を頂戴いたしました。



今回の研修は、完全支配関係がある法人が解散した場合の株主法人の税務の実務ポイントとして、株式消滅損益、未処理欠損金額、債権放棄額の取扱いや残余財産の分配と適格現物分配等を取り上げ解説していただきました。また、今回の研修会開催にあたり事前にいただいた質

問事項に対する回答を含め、解散した会社の実務ポイントを改めて解説していただきました。



講師の齋藤雅俊先生は、昭和55年税理士登録、公認会計士辻会計事務所(現辻・本郷税理士法人)副所長を経て、税理士齋藤雅俊事務所を開設され、各税理士会や民間研修機関の講師として活躍されています。具体例をあげ丁寧にお話をしていただき、受講された方より非常にわかりやすかった、よく理解ができたとお声もいただきました。

今回の研修を終えて、受講された皆様は更に自信を深め、日々の業務に益々お力を発揮されるものと思っております。今後とも新潟県税理士協同組合の教育・情報事業の一環としてこのような実務研修会を企画・開催していきたいと思っております。皆様の一層のご理解ご協力をよろしくお願いいたします。